

閱覽用

令和4年4月20日

第4回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第4回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年4月20日(水) 午後2時00分から午後2時57分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(17名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(18名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 渡邊 久	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

農業委員

8番 安齋喜八委員、16番 馬場利正委員

農地利用最適化推進委員

26番 石川重彦委員

5 遅参委員

農地利用最適化推進委員

25番 佐藤薫委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第19号 現況確認証明申請について

第4 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第8 議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係 宮崎裕一

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和4年第4回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後2時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中17名、推進委員19名中17名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、8番安齋喜八委員、16番馬場利正委員、26番石川重彦委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

なお、25番佐藤薫委員から遅参の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、3番大内和長委員、4番菅野一紀委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ござい

ませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市)会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長(奥平貢市)会長 次に、日程第3、議案第19号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第19号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和4年4月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXXほか1筆、登記地目・畑、現況地目・原野、面積計906平方メートル、非農地の事由・30年以上耕作せず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長(奥平貢市)会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

30番（大石忠雄）委員　　30番、大石です。議案第19号1番について、
現地調査の報告をいたします。

4月6日午前9時30分より、菅野委員、菊地推進委員、その他事務局より
2名で現地を調査しました。現地はすでに原野化しており、許可するしかない
かなと思います。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し
ます。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　それでは採決いたします。

議案第19号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の委員は
挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第19号、番号1について
は原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、日程第4、議案第20号「農地法第3条の規
定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年4月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1から2につきましては、借受人の経営規模拡大のため、貸付人は相手側の要望を受けて、申請地に賃借権を設定するものであります。

番号3につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号4につきましては、借受人の経営規模拡大のため、貸付人は相手側の要望を受けて、申請地に賃借権を設定するものであります。

番号5につきましては、譲受人の山林・雑種地と、譲渡人の農地を交換するため、申請地を所有権移転するものであります。

議案書6ページをご覧ください。

番号6につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号6の案件につきまして、譲受人は下限面積である30アールの農地を所有していませんが、下限面積の特例である、「位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地」に該当するため例外的に許可することが出来るものとなっております。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

12番（根本信康）委員 12番、根本です。議案20号の1と2について、
現地確認ならびに聞き取り調査の説明をいたします。

去る4月18日、推進委員の佐藤洋三さんと1時より行いました。番号1の
■■■■さん宅の前で行いました。■■■■さんのお話を聞きますと、体の調子が
悪く自分ではやっていけないという事で、■■■■君にやってもらいたいというこ
とでした。また、■■■■さんも、規模拡大をしたいということです。なお、
事務局説明のとおりで許可相当と思われます。

番号2につきましては、■■■■さんは、4年ほど前に病気をし、それから
耕作をすることができなかつたので、本人より■■■■さんをお願いしたい、
■■■■さんも現状の規模拡大と想っていたということで、事務局の説明どおりで
したので、許可相当と思ひます。以上です。

33番（伊藤金志）委員 33番、伊藤です。議案第20号番号3について、
調査報告をいたします。

申請内容につきましては、事務局説明のとおりです。4月17日朝8時から、
譲受人の■■■■さん宅におきまして、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■
■■■■さん、あと馬場委員と私の4人で、聞き取り調査を行いました。申請内容に

双方とも間違いないという事でしたので、何ら問題なく許可相当かと思いましたが、皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

23番(安齋浩一)委員 23番、安齋です。議案第20号番号4について、調査内容を報告いたします。

4月13日、貸付人の■■■■さんおよび借受人の■■■■さん、電話にて申請内容の確認をいたしました。4月16日午後、齋藤弘美農業委員とともに現地を確認した結果、特に問題がないため許可相当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

5番(川口美奈子)委員 5番の川口美奈子です。議案20号の番号5について、調査結果をご報告いたします。

4月17日午後1時30分より、推進委員の渡邊一正さんとともに、譲渡人の■■■■さん立ち合いのもと、聞き取り調査および現地調査を行いました。また、譲受人の■■■■さんには電話にて、申請内容に間違いないということを確認をいたしました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

15番(遠藤伝栄)委員 15番、遠藤伝栄でございます。よろしくお願いたします。議案第20号番号6につきまして、調査内容を報告いたします。

4月16日午後1時30分から、遠藤康子推進委員とともに、譲渡人の■■■■さん、それから譲受人の■■■■さん、本人は仕事で出られないという

ことで母親の■■■■さん立ち合いのもと、現地で確認をいたしました。内容は事務局説明のとおりで、特に問題がなく許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第20号、番号1から番号6について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第20号、番号1から番号6については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第21号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め

る。

令和4年4月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、事後申請となります。昭和50年から使用していた進入路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

20番（菊地清吉）委員 20番、菊地です。議案第21号1番について、調査結果をご報告いたします。

4月18日午後2時から現地にて、申請人の■■■■さんが所用で来れないという事で、■■■■の■■■■さん、行政書士の■■■■さん、松本太委員と私で現地確認をしました。内容については、議案書のとおりであり、■■■■さんから顛末書も出ていることから、許可やむなしと判断します。ご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第21号、番号1について、原案のとおり許可することに賛成の委員は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第21号、番号1について
は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第22号「農地法第5条第1
項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをご覧ください。

議案第22号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和4年4月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、子供の成長により現住宅では手狭になったため、申請地に住宅建築
を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申
請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので第3種
農地と判断されるものであります。

番号2、住居の建て替えを計画しましたが、現在の敷地はがけに隣接し建て替えが出来ないため、申請地に住宅建設を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号3、一時転用となります。県からの公共工事受注に伴い、残土置場が必要となったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号4、現住居の老朽化のため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し道路側溝に排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号5、実家の近隣に住居を移し、親の農地を受け継ぐために申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し、道路側溝に排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号6、XXXXXXXXXXの来店者専用駐車場が不足しているため、申請地に駐車場整備を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の近隣商業地域にありますので第3種農地と判断され

るものであります。

番号7、住宅団地に近接しており、ドラッグストアの需要が見込めるため、申請地に店舗建設を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号8、子供の成長に伴い、現住居では手狭になるため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号9、事後申請となります。令和元年から使用していた資材置場、露天作業場が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書12ページをご覧ください。

番号10、公共工事受注数の増加により、新たに資材置場を確保する必要があるため、資材置場整備を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号11、現在使用中の資材置場・駐車場用地を返還することとなったため、申請地に新たな資材置場・駐車場を計画します。汚水の発生はありません。農

地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号12、および番号13につきましては、太陽光パネル設置に適している申請地に太陽光パネル設置を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号14、一時転用となります。県発注の河川改良工事受注に伴い、残土置場が必要となったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番、松本です。議案22号番号1について、調査内容を報告いたします。

4月17日午前9時より、現地にて譲渡人の[]さんから、菊地清吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲受人の[]さんからは電話で

間違いがないという確認をしております、何ら問題なく許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

5番（川口美奈子）委員 5番の川口美奈子です。議案第22号番号4について、調査結果をご報告いたします。

4月18日午前10時より、推進委員の渡邊一正さんとともに、借受人の[]さん立ち合いのもと、聞き取りおよび現地調査を行いました。貸付人の[]さんは、当日ご都合が悪いということで、電話にて確認いたしましたところ、申請内容に間違いがないということでした。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可相当と判断をいたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

続きまして、議案第22号番号5について、調査結果をご報告いたします。

4月17日午後2時より、渡邊一正さんと貸付人の[]さん、ならびに借受人の[]さんから、聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可相当と判断をいたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

7番（安齋 栄）委員 7番、安齋です。議案第22号番号6、7、8について調査内容を報告いたします。

まず番号6について、去る16日午前9時、貸付人の[]氏に、遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。借受人の有限会社[]・代表取締役・[]氏は都合

が悪く、貸付人の■■■■氏のみ聞き取りでした。なお、両人は親子関係です。登記簿上は田んぼでしたが、雑種地というふうに見てきました。現地は駐車場に囲まれている所でございますので、特に問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

次に番号7について、同じく16日午前9時40分、行政書士の■■■■
■■■■の専務取締役・■■■■氏から、遊佐一夫推進委員とともに、聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。併用地とともに店舗を建設する、および駐車場として使用するという事でございます。排水等にも問題なく、許可適当と判断いたしました。なお、貸付人の■■■■氏は当日都合が悪く、また、借受人は遠地のため、それぞれ電話での確認になり、申請に間違いがないという事でございます。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

次に番号8について、同じく16日9時20分より、譲渡人の■■■■氏、譲受人の■■■■氏の奥さんに、遊佐一夫推進委員とともに聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。特に問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。

13番(佐藤孝志)委員 13番、佐藤でございます。議案第22号番号9、10、11の3件について、現地調査の結果を報告いたします。

まず9番につきましてですが、4月15日午前8時30分、譲渡人の■■■■
■■■■さん、それから譲受人の■■■■さん、それから大内信一推進委員、私の4

名で現地にて、議案書ならび案内図の確認をしていただき、それをもとに聞き取り、現地調査をいたしましたところ、記載内容に間違いがないという事でした。これは顛末書も出ております。問題はありませんでしたので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

続きまして10番ですが、同じく■■■■さん、それから■■■■さんに引き続き、議案書ならび案内図をもとに聞き取り調査、現地調査をいたしましたところ、何ら問題はありませんでしたので、許可適当と判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

それから11番ですが、15日午前9時より、現地におきまして貸付人の■■■■さん、それから借受人の■■■■の■■■■さん、大内信一推進委員と私の4名で、議案書ならび案内図をもとに聞き取り、現地調査をいたしました。特に問題もなく許可適当と判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしく願いしたいと思います。なお、排煙等の処理とか問題ないように十分注意していただけるように申し添えておきましたので、以上でございます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

37番（安齋秀明）委員 37番、安齋です。議案第22号12について、調査内容を報告します。

4月17日、農業委員の野地太郎さんとともに、1時45分から譲渡人・■■■■さんと■■■■さんの娘さんと4人で、聞き取りおよび現地調査を行いました。後日、譲受人の■■■■株式会社の担当■■■■さんに電話で確

認しました。内容は事務局説明のとおりです。以上です。よろしくお願ひします。

9番（佐久間栄吉）委員 9番、佐久間です。議案第22号の13番について、調査結果を報告します。

4月17日9時より、推進委員の渡邊久さんと私と[]さんとで、現地調査をしました。[]さんは自宅の所なんですけど、自宅が地震で壊れて、今、解体したところで、今、二本松に住んでいるような状況です。それで、宅地を含めた農地に太陽光を申請したという事です。それと、[]には電話しまして、確認いたしました。以上、調査結果です。皆さんのご審議よろしくお願ひします。

6番（武藤一夫）委員 6番、武藤一夫です。議案第22号番号14番について、ご説明申し上げます。

去る4月16日午前9時より、貸付人・[]さん、借受人・[]の常務・[]さん、あと、最適化推進委員の菅野正寿さんと私とで、現地にて調査をしてまいりました。内容については事務局の説明とおりでございます。何ら問題なく許可適当と考へます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第22号、番号1から番号14について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第22号、番号1から番号14については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書14ページをご覧ください。

議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和4年4月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、市発注の事業である災害復旧工事の工期延長に伴い、一時転用の期間を延長する変更申請があったものです。

番号2、県発注事業である災害復旧工事の新規工事受注に伴い、一時転用の期間を延長する変更申請があったものです。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

9番（佐久間栄吉）委員 9番、佐久間です。議案第23号1、2について、調査結果を報告します。

1については、4月17日、私と渡邊久推進委員と■■■■さんと3人で、現地にてお話ししました。あと、■■■■の現場責任者と一緒にお話した結果、工事延長の結果、まだ仕事が出来ていないという事で、工期を延長したいというお話を聞きました。■■■■さんも了解していただきました。

番号2について、4月18日、■■■■さん宅にて、工事がまだ出来ていないという事で、工期の延長という事をお聞きしまして、許可相当と思われまので皆さんのご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第23号、番号1、番号2について、原案のとおり承認することに賛成

の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第23号、番号1、番号2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

なお、この際、申し上げます。

本議案中、番号1について、■■■■番■■■■委員が、番号9については、■■■■番■■■■委員が、番号10については、■■番■■■■■■■■■■委員が、議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっており、関係委員を除斥して審議することとなります。

よって、まず、議案第24号、番号1を審議することとしますので、■■■■番■■■■■■■■■■委員の退席を求めます。

(■■■■番 ■■■■■■■■■■委員 退席)

議長（奥平貢市）会長 議案第24号、番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページをご覧ください。

議案第24号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年4月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、4月28日を予定しております。

番号1番につきましては、2筆・2,795平方メートルに利用権の新規設定のために申請があったものになります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1番につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、議案第24号、番号1についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第24号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第24号、番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

■番 ■委員の除斥を解きます。

(■番 ■委員 復席)

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第24号、番号9を審議することとします
ので、■番 ■委員の退席を求めます。

(■番 ■委員 退席)

議長（奥平貢市）会長 議案第24号、番号9について、事務局の説明を
求めます。

事務局 議案書19ページをご覧ください。

番号9番につきましては、3筆・4、378平方メートルに利用権の再設定
のために申請があったものとなります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号9番につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3
項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、議案第24号、番号9についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第24号、番号9について、原案のとおり承認することに賛成の委員は

挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第24号、番号9については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

■番 ■委員の除斥を解きます。

(■番 ■委員 復席)

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第24号、番号10を審議することとします。■番 ■委員の退席を求めます。

(■番 ■委員 退席)

議長（奥平貢市）会長 議案第24号、番号10について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書19ページをご覧ください。

番号10番につきましては、4筆・3、968平方メートルに利用権の新規設定のために申請があったものになります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号10番につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、議案第24号、番号10についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長　それでは採決いたします。

議案第24号、番号10について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第24号、番号10については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

■番 ■■■■■委員の除斥を解きます。

(■番 ■■■■■委員 復席)

議長（奥平貢市）会長　次に、議案第24号、番号1から番号13のうち、番号1、番号9及び番号10の3件を除く10件について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局　農地流動化の状況について、議案書23ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区16筆29, 237平方メートル、安達地区15筆19, 311平方メートル、岩代地区4筆3, 968平方メートル、東和地区10筆12, 606平方メートル、合計45筆65, 122平方メートルの計画内容でございます。

なお、利用権の新規設定は議案書15ページの番号2番、3番、議案書17ページの番号6番、議案書18ページの番号7番、議案書20ページの番号

11番、議案書21ページの番号13番の計6件となります。

また、番号13番については農地中間管理機構である福島県農業振興公社が
利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行うものです。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1番から番号13番のうち番号1番、9番、10番の3件
を除いた10件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要
件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、議案第24号、番号1から番号13のう
ち、番号1、番号9及び番号10の3件を除く10件について採決いたします。

議案第24号、番号1から番号13のうち、番号1、番号9及び番号10の
3件を除く10件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手
をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第24号、番号1から番号
13のうち、番号1、番号9及び番号10の3件を除く10件については、原

案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和4年第4回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告　午後　2時57分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和4年4月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 大内 和長

署 名 委 員 菅野 一紀

